

土地区画整理事業資金

土地区画整理組合・個人施行者・区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金、施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対する保留地の取得に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、必要な資金の一部について国が無利子で貸付けを行う。

土地区画整理組合から土地区画整理事業を引き継いで施行することとなった地方公共団体等に対して必要な資金の一部について国が無利子で貸付けを行う。

(1) 事業資金貸付金

①貸付対象者

地方公共団体を通じて土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社・地方公共団体(組合事業を引き継ぐ場合のみ)

②対象費用

土地区画整理事業に要する費用

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の1/2以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
組合事業を引き継いだ地方公共団体の場合、事業費の1/4以内
- c. 利 率 無利子
- d. 償 還 期 間 8年以内(うち据置期間6年以内)
(事業認可前の組合については10年以内(うち据置期間8年以内))
- e. 償 還 方 法 均等半年賦償還
- f. 償 還 期 限
 - ・事業計画決定前
組合: 12年以内
 - ・事業計画決定後
組合、個人施行者、区画整理会社: 10年以内
 - ・事業計画変更後
組合、個人施行者、区画整理会社、地方公共団体(組合事業を引き継ぐ場合のみ): 10年以内

(2) 保留地取得資金貸付金

①貸付対象者

地方公共団体を通じて保留地管理法人

<保留地管理法人の要件>

次のいずれかに該当

- i 施行者、土地区画整理組合の組合員又は区画整理会社の議決権を有する者(地権者に限る)が資本金等の1/2超(公共団体施行の場合は1/4以上)出資して設立された法人。
- ii 個人施行者、組合員、区画整理会社の議決権を有する者(地権者に限る)又は区画整理会社と地方公共団体が合わせて1/2超出資して設立された法人。

②対象費用

保留地取得費

③条件

- a. 貸付限度額 取得に要する額の1/2以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
- c. 利 率 無利子
- d. 償 還 期 間 25年以内(うち据置期間10年以内)
- e. 償 還 方 法 均等半年賦償還

【土地区画整理事業資金の貸付けスキーム】

